



第37号
2020年1月発行

八街市イメージキャラクター
ピーちゃん ナツちゃん

農業委員会だより



編集・発行／八街市農業委員会 八街市八街ほ35番地29 ☎443-1483(直通)



なお、本年1月中旬から2月中旬の期間で農業委員、農地利用最適化推進委員の募集を行います。また、国より地域農業の未来の設計図とも言える人・農地・プランの実質化が求められておりますので、引き続き皆様のご協力をお願いいたします。本年が八街市の農家にとつて良い年となりますと共に、当委員会へのご支援ご協力をお願い申し上げ、新年的挨拶いたします。

また、昨年9月の台風、10月の大雨による出荷直前の農作物及びハウス等の農業用施設への甚大な被害を受けられた方々へ心よりお見舞い申し上げます。農業委員会いたしましても農政課と連携を図りながら八街市の基幹産業である農業の再建について、ご協力させていただく所存でございます。

新年明けましておめでとうございます。平素より農業委員会活動の推進にあたり、ご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

会長あいさつ
岩品要助



農業委員会のホームページを開設しています。

八街市のHP <https://www.city.yachimata.lg.jp>

メニュー > 組織でさがす > 部外 > 農業委員会事務局 よりご覧いただけます。

農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します!

八街市と農業委員会は推薦または応募により

農業委員11人、農地利用最適化推進委員18人を募集します。



農業委員の仕事

- ・農業委員会総会の議案決議や調査委員会時の意見決定
- ・農地の権利設定や権利移転に関する許認可
- ・農地・非農地に関する現地調査・意見決定など



農地利用最適化推進員の仕事

- ・農業委員会総会や調査委員会、各種会議や研修会への出席
 - ・担当する区域内で、農地の権利設定や権利移転、農地転用に関する調査や報告
 - ・農地利用の集積、集約化に向けた所有者や農業者への働きかけなど
- (担当地区につきましては、農業委員会HPで掲載しております。)



任期

令和2年7月20日～令和5年7月19日（3年間）

募集期間

令和2年1月20日（月）～2月18日（火） 午後5時まで（郵送の場合は必着）

応募資格

- ・八街市に住所を有する者（市内に農地を有する者、または市内において営農活動を行うものであるときはこの限りでない）
- ・市が設置する執行機関の委員でない者など

※詳細は、市役所HPまたは、広報やちまたで確認ください。

※なお、農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に推薦・応募することはできますが、どちらか一方の委員にしかなれません。

全国農業新聞



全国農業新聞を購読しませんか

毎月 金曜発行 月額 700円

全国の農業委員会が、記事を書いています。



委員による台風被害箇所の情報収集の様子

農業者年金に加入しよう！

農業者年金とは？

JAと農業委員会が、農業者のための年金を！と
働きかけられた農業者にメリットの多い年金です。



農業者は広く加入できます。

- ①国民年金1号被保険者
- ②20歳以上60歳未満
- ③年60日以上農業に従事

保険料は、全額が
社会保険料の控除の
対象となります。

保険料は、収入に
応じて、月ごとに

2万円～6万7千円の
範囲で変えられます。

農業者年金のメリット
受取額のシミュレーションも
できます。

途中で辞めることも
できます。

支払った保険料は、運用益を加え
65歳から年金として受け取れます。

※一定の要件を満たす農業者には、保険料の国庫補助があります。

詳しくは、農業委員会事務局、お近くの農業委員・推進委員まで。

人・農地プランの策定にご協力ください。

人・農地プランとは？

地区単位で話し合い、5年から10年先の農地利用について計画すること
です。具体的には、これから地域の農業を誰がどのように担っていくのか考
え、農業を拡大したい方に、農業を辞めたい方が農地を譲っていく計画をた
てることにより、効率的に農業ができ、耕作放棄地を減らすことができます。



ご協力を願いいたします

- 現況を把握するために、今後、農家の方にアンケート
(後継者はいるか、今後の農地拡大・縮小計画について等)を
予定しています。
- プランの策定のために、地区の農家の方で話し合いをします。

メリットは？

プランを策定し、活発に取り組んでいる地区や地域の中心となる経営体に対し、
農業支援がされます。(地区に対し、集出荷貯蔵施設等の施設の導入や、協力金の
交付、今後地域の中心となる経営体に対し、農業用機械・施設の導入の支援など)



詳しくは、農政課にお問い合わせください。 ☎043-443-1402

こんなとき どうすればいいの？



畠の雑草がすごいときは？

ご自身で草刈りをするか、業者などを探して草刈りをお願いしてもらうことになります。そうならないためにも、普段から管理していただくようお願いします。ご自身での管理が難しい場合は、**農地を貸して耕作してもらうこと**によって、雑草対策だけではなく、ゴミの不法投棄も防ぐことができますのでご検討ください。



農地を貸したいときは？

・借り手がいる場合

農地法3条の許可が必要ですので、農業委員会にご相談ください。また、借り手が一定の条件をみたす場合は、より簡単な手続き（農業経営基盤強化促進法による場合）で、貸せます（期間が来たら農地が返却されます）のでご相談ください。

・借り手がない場合

県知事の指定を受けた公的機関である「農地中間管理機構」が借り手を探します（機構から賃料も支払われる場合もあります）。詳しくは、農政課（☎043-443-1402）までお問い合わせください。



農地を借りたいときは？

農業委員会でも、貸し手と借り手をご紹介していますが、八街市では借り手が多いため、貸し手がいる状況次第となります。



農地を相続したときは？

法務局で土地の登記を相続人名義に変更した後に、農業委員会へ届出書を提出ください。届出書は農業委員会にあり（農業委員会 HP からダウンロード可）、記載方法もご説明します。



お困りのときは？

農地転用、農地の貸し借り、農業者年金、納税猶予などについては、**農業委員会**にご相談ください。その他、お気軽にご相談ください。

千葉県農業者総合支援センター

県、県園芸協会、県農業会議、JA グループ千葉が、農業者のためにワンフロア・ワンストップで対応する窓口があります。

フリーアクセス 0800-800-1944 FAX 043-310-3187